

第23回明石市入札監視委員会議事録

日 時 平成26年 2月 5日 (水曜日)

9時15分～11時35分

場 所 明石市議会棟 第3委員会室

出席者 (委 員：委員長以下50音順)

太田委員長、石原委員、田中委員、檀委員、中川委員

(事務局)

岸本財務部長、小西財務部次長兼契約課長、廣瀬係長、亀尾工事契約担当
係長、平田主任、角谷事務職員、山本事務職員、山下事務職員

(工事主管部署)

都市整備部：嶋田都市整備部長、宮之原営繕課保全担当課長、
三浦設備・保全係長、山本技術職員

都市整備部：嶋田都市整備部長、西海緑化公園課長
鷲尾整備係長、辻技術職員

(議事開始前の手続き)

1 開会 (9時15分)

2 議事録署名人の選任

議事録署名人を決定

(議事)

1 案件抽出審議

事務局から、事前に抽出担当委員が選定した下記の2件の工事について、抽出
案件説明書により、工事概要及び業者選定から落札決定に至るまでの経緯を説明

- ・ 制限付一般競争入札（1.5億円未満）＝ 2件
※抽出担当委員

案件抽出における主な質疑・意見等

No.1 [制限付一般競争入札（1.5億円未満・電子方式）：

本庁舎・分庁舎受変電設備改修工事]

Q 本案件は、一度目の入札において、参加者（9者）すべてが予定価格を超過し無効となり不調打ち切りとなった。

また、再発注するにあたり、設計変更を行い、特殊性の高い部分については随意契約、それ以外は再度の一般競争入札としたところ、8者応札（1者が予定価格超過）があり、当該業者が落札となった。

1度目の入札での応札者全者の予定価格超過の原因並びに、二度目の発注に際して、一部を随意契約とし、残りを一般競争入札とした経緯について検証したい。

⇒A 一度目の入札結果を踏まえ、応札業者にヒアリングを行ったところ、直流電源装置の部分について、価格に大きな差があることが分かった。市内電気業者がメーカー物の機器を購入する場合、電材屋と呼ばれる商社を介して、メーカーの代理店から購入されるもので、メーカー物は高くなる傾向があるというのが分かった。通常、設計段階でメーカーの代理店から直に明石市が見積りを取り、その実勢価格で積算しているので、その結果、設計価格に大きな差が生じたものだと思う。その後、再入札を検討した結果、直流電源装置に関して、メーカー代理店と随意契約することにより、安価で契約できるのではないかとということで、分けて発注することになった。

Q メーカーから直接購入すれば安くなるが、施工業者を通じるとそんなに安くないということか。

直で買うことを前提に積算してしまうと低すぎて、業者さんのほうで

は対応できないような金額になってしまったということか？

⇒A そうです。

Q それは、始めから分からないものか？

⇒A 工事場所が本庁舎の電気室ということで、停電を伴う工事になるので、一度に停電させたほうが経費等も安く済む。最初の段階では効率的であり、時間も短縮できるということで一括で発注した。

Q 一般的には、まとめて一者で施工したほうが、関連している工事で場所も近いから安くなりそうだが、ここは特殊事情があり、それよりももっと費用がかかってしまう要素が実は隠れていて、それが後でわかったということか？

⇒A 結果的にそうです。

Q それは、どうしようもないことか。どこが買うかで、そんなに価格がものすごく変わると、おかしい気がするが、そういったマーケットの慣習みたいなものがあるのか？

⇒A 今回の場合は、直流電源装置といいまして、充電部分と蓄電池部分の合さった一体のものの充電部分だけを発注して、既設の蓄電池というのが残っており、その部分で同じメーカーでないとできないというところに弱点があったのではないかと思う。まとめて直流電源装置そのものを新設するのであれば、一般競争入札に合致したものになったのではないかと考えられる。

Q そういう条件があったので、選択肢が限られてしまったということか？

⇒A そうです。

Q 事前にわかっていたら、始めから分けていたのか？

⇒A 一部、既設を活用するというところで、既設部分を製造した業者しかできない部分があり、その部分を市内の電気工事業者が代理店で見積りを取ると、安くないというところです。停電時において、発電機等仮設するのに、一度に施工したほうが、経費が安く済むということで発注した。

Q 直流電源装置のほうは、分けて随意契約になっているが、これはやはり時間の関係で、限定されているからか？

⇒A そのメーカーしか作れないというのがある。

Q 時間がないからではなく、そこしか選択肢がないのか？

⇒A 先程もいいましたように、直流電源装置は充電部分と蓄電池部分があり、今回、発注をかけたのは充電部分といわれる操作をつかさどる電気の盤の部分。それから今残されているのは、車に積んでいるバッテリーのようなものがずらっと並んでいるが、その部分に関しては、まだ耐用年数があり、金銭的なものも考えて、部分的な改修だけということになった。

Q 今後発注するときには、事業課、契約課両方が共同して出来るようにする方が良いかと思う。

⇒A 入札の公平性ということでは、随意契約も考慮する必要があるが、税金で限られた中で行うことになると、今回逆に随意契約して安く、残りの部分も一般競争入札で安くなった。今回、高止まりして落ちなかったから分けたが、その結果全体として、安くなるというような事もあるので、単に随意契約が悪いのではなく、随意契約して安くなるようなことも踏まえながら、発注方法を検討する機会を与えられたと考えている。

A 安かったから良かったというだけではないが、最終的には、そこが非常に重要であり、今回は特殊事例だったと思うが、場合によっては随意契約というのにも必要であると考ええる。

No.2 [制限付一般競争入札（1.5億円未満・電子方式）:]

明石海浜公園屋外プール改修工事]

Q 本案件は、一度目の入札において、参加者（3者）すべてが予定価格を超過し無効となり不調打切りとなった。

また、再発注するにあたり、一部施設の整備を別工事として発注することとし、設計変更をし、再度入札を行い3者の応札があり、そのうち2者が予定価格超過で失格となり、残りの1者が落札となった。

一度目（3者全者）、二度目（3者のうち2者）における予定価格超過の原因等について検証したい。

品質評価合計点が780点以上であるという条件は、今回のプール工事に対して適切な点数なのかどうかということと、工事成績の69点以上を2回目からはずした。これは、この工事を完工するにあたり、はずしても良かったのかどうか？

⇒A 品質評価合計点に関しては、金額において明石市で基準があり、基本的には、建築一式工事と土木一式工事に関しては、この金額の範囲ではこの点数と決まっているので、それを適用している。平均点に関しては、1度目は69点以上で条件として付けているが一度不調になると、業者をもう一つ幅を広げるという意味でははずすようなことも、一応慣例だが、そういう方法で2回目は、はずすような形をとっている。

Q 出来上がるものに対して、製品がほんとうに大丈夫なのかどうか、最初条件として工事成績の69点以上をつけていたのに、はずすというのはいいのか？

⇒A 平均点に関しては、良い工事をしてほしいという狙いもあるが、今

までしっかりした成績の良い工事をした業者に有利な条件を与えるという意味で点数をつけているところが大きい。

Q 事業課としてはどうお考えか？

⇒A 高砂市の方ではステンレスプールで入札不調が続いたという事例もあった。新聞の記事によると、建築から土木に工種を変えて3回も入札するなど工夫されていたようだが、明石市と同じステンレスプールと聞いているので、そういったことからステンレスプールといった特殊性が今回大いに影響していると考えている。

Q ステンレスではなかったら、そこまで特殊ではないのか？

⇒A コンクリート製の水槽であれば見積りを取らずに一般的な県の単価表にのっている単価を採用し、こういうことにはならない。

Q 工事の内容は、普通のもの比べてかなり特殊性が高いというのも影響しているのか？

⇒A 単純に材料だけで比較して、今回は根拠としているが特殊な工事という一面もあるかと思う。

Q 今回、公式用の公認プールということだが、屋外なので期間的には夏場までなのか？

⇒A 運営は7月から8月いっぱいの2か月間の60日です。

Q コンクリートではなくて、SUSの304が使われているのでメンテナンスはどうか？

⇒A 表面にタイルを張っているなので、塗装でしたら何年かに1回塗装する必要がある、ランニングコストがかなりかかるがタイルを張っているということで、管理費はかなり安くなってくると思う。

Q 側面磁器質タイルですね。床板は？

⇒A 床板もタイルで、コンクリートの下にステンレスを張っている。

Q ステンレス自体はメンテナンスの必要はあるか？

⇒A コンクリートの下にステンレスがあるので、そこについては不要である。

Q 材料単価だけがすごく掛かり過ぎている。それでないと公認プールとして認められないのか

⇒A 公認プールは50mあればよい。ステンレスにしなければ公認できないということではない。建設費とランニングコストを考えた場合にステンレスのタイル張りが一番安くなる。50年間の管理費などを計算して、構造については決めている。

⇒A 半年遅れになれば、26年度のプールの営業に間に合わなくなってしまふのがあった。

Q 土木のほうを分離したら、土木だけでは寂しいし、ほかのものと一緒だったら、安くできると考えたのか？

⇒A それもあるが、工期的なものもあったので、あとから発注しようとしたものもすべて合せて発注した。

Q 仕事が増えるが、建設物価以外の業者への聞き取りのほうもある程度重要視して、情報を蓄積して単価設定をおこなう必要があると思う。

- 3 建設工事に関する入札・契約手続きの運用状況報告（平成25年度上半期分）
- (1) 事務局から、平成25年度上半期建設工事執行実績総括表及び平成25年度上半期建設工事執行実績リストにより、平成25年度上半期（平成25年4月1日～平成25年9月30日）の発注状況（明石市【水道部含む】10

6件)を報告

- ・ 制限付一般競争入札（大型工事） = 5件
- ・ 制限付一般競争入札（1.5億円未満） = 80件
- ・ 随意契約 = 21件

運用状況報告における主な質疑・意見等

○発注状況について

Q 平成24年度は、落札率は86.25%とあるが、大型工事の影響で上がったものだったのか？

⇒A 前回の監視委員会でいろいろと議論していただいた大型工事の案件で機械建築関係の案件だったが一者しか応札がなく、しかも高落札率で、これはなぜかと議論していただいた案件があつて、そういう案件が落札率を引き上げた影響が出たのではないかと思われる。

Q 今度は、83.76%で元に戻ったということか？

⇒A これは、まだ平成25年度上半期だけの平均になってるが、平成24年度にあつたような一者応札高落札率という案件がなかったので、元に戻つつあるが平成21年度から見ると、じわじわと落札率は上がっている。

Q 建設業界は相当体力が落ちてきている。そこで働く若い人も少なくなっている。その上東北の大震災、東京オリンピックでそちらのほうに人が流れて、こちらのほうは人が少なくなっているということを噂話では聞いたことはある。

入札状況をみると、平成24年度の入札参加者数が3.6者と減っている。平成25年度はどうか？-

⇒A 平成25年度に関してもやはり応札者は減っている。上半期では3.6者。

⇒A 11月末までで3.96者となっている。ただ冬場にかけて少なくなっているようだ。

Q 応札者が少なくなると、そもそも入札制度自体に対する前提条件が危うくなるという話になるから、その辺の対応は考えているのか？

⇒A 後で協議して頂くが、事後公表に加えて最低制限価格の導入ということも考えていきたいと思っている。これとあと低入札案件についても低入札で失格になる値を上げていって、入札を促したいと考えている。

事務局から、入札制度の改正（案）について提案

※以下の内容については、一部非公表とする内容を含むため公開しない。

6 閉会（11時35分）